

平成二十三年七月十一日（月）

第三十二回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第二、三集會室

午前十時開会

会長 おはようございます。非常に暑い中、審議会に御出席いただいて、どうもありがとうございます。ただいまより第三十二回荒川区都市計画審議会を開催したいと思っております。

今回は人事異動による委員さんの変更及び荒川区景観計画（案）の策定状況などについての御報告がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、会議に入る前に、副区長の三嶋さんからごあいさつを受けたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

副区長 おはようございます。本日は第三十二回荒川区都市計画審議会を開催しましたところ、お暑い中、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

御案内の三月十一日の東日本大震災、大変な出来事でした。日ごろ荒川区は震災に対応できるようなまちづくりということで一生懸命頑張ってまちづくりに尽力してまいりましたけれども、今回の震災を受けて、やはりもう一度ということで、事務ベースですけども、検証を重ねているところでございます。当審議会におきまして、またさらにこの大震災を受けてのまちづくりについて御審議をいただくような機会が必ずや出てくると思っております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日は、こういう中ではございますけれども、前々から景観についてきっちり荒川区もまちづくりとして進めなければならぬということと努力をしております。おかげさまで五月一日付で景観法に基づく景観行政団体というふうになったところでございます。本日は、景観計画（案）をこの審議会

に御報告させていただき、いろいろと御意見をいただき、御審議をいただくという予定でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長　どうもありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、事務局より報告及び委員の変更について御説明をお願いしたいと思います。都市計画課長　それでは、事務局より御報告をさせていただきます。

私は、前任の菊池より引き継ぎをいたしました都市計画課長の松土でございます。本日はよろしく願います。

すみません。座って御説明を申し上げたいと思います。

それでは、本日の審議会でございますけれども、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきます。

まず、本日の資料でございます。一つ目が会議次第、二つ目が議題、資料でございます。そして、事前に郵送させていただいております報告事項における資料でございますが、本日お手元に忘れた方がいらっしゃれば手を挙げていただければ準備しておりますが、よろしいですか。大丈夫でございますか。

なお、一部訂正がございました。申しわけございません。二枚の資料を席上に配付をさせていただきます。おります。一枚目が「都市計画審議会資料」と書いてある両面の用紙でございます。それと、二枚目でございますが、絵がかいてある用紙でございます。これについては景観計画（案）の同じページに挿入していただければと思っております。御確認のほどよろしく願います。

それでは、初めに、本日の会議でございますが、十七名の委員の方に御出席をいただいております。有効に成立しておりますので、まずは御報告をさせていただきます。

続きまして、委員の変更についての御報告でございます。議案・資料のページ及び二ページをお開きください。荒川区都市計画審議会条例第三条にあります学識経験者、区議会議員及び関係行政機関の職員といたしまして、新たな各委員さんが就任をされました。

初めに、平成二十三年四月一日付で東京都建築士事務所協会荒川区支部長の交代によりまして前任者より辞任の申し出がございまして、後任の荒川支部長が就任をされました。

次に、平成二十三年四月二十四日の区議会議員選挙に伴いまして前任者が辞任し、五月二十七日付で区議会議長より後任者の推薦がございました。

次に、平成二十三年四月一日付で東京都職員の人事異動がございまして、後任の荒川消防署長が就任されております。

任期につきましては、審議会条例第四条第一項に基づきまして、前任者の残任期間となりますので、平成二十四年五月三十一日までとなります。

それでは、名簿の順に新委員さんを御紹介させていただきますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

初めに、学識経験者でございますが、馬籠良英委員におかれましては、本日、御都合により欠席をしております。

次に、区議会議員といたしまして、竹内捷美委員。

十四番委員 竹内でございます。

都市計画課長 次に、守屋誠委員。

十九番委員 よろしくどうぞお願いいたします。

都市計画課長 続きまして、中村尚郎委員。

十六番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 相馬堅一委員。

十三番委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 清水啓史委員。

十二番委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 続きまして、関係行政機関の職員といたしまして、東京消防庁荒川消防署長の小暮秀嗣

委員。

九番委員 署長でございます。よろしく申し上げます。

都市計画課長 以上、七名の委員さんでございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、委任状につきましては席上に配付をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、会議次第第三にございます委員の変更の御報告を終わらせていただきます。

会長 会議に入ります前に、当審議会条例施行規則第五条に会議の公開についての定めがございますが、

本日は傍聴を希望する方がいらつしやいませんで、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、会議次第第四の議事に進みたいと思います。初めに報告事項の説明をしていただき、その後、質疑を行いたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、資料の説明を都市計画課長よりお願いしたいと思います。

都市計画課長 それでは、資料の御説明をいたします。

まずは、先ほど差しかえをさせていただいた、右の肩に「都市計画審議会資料」と書いてある両面刷りのA4のペーパーのほうをお開きください。こちらのほうから御説明を差し上げます。

まず、件名でございますが、「荒川区景観計画」の策定についてということでございます。

骨子でございます。景観法に基づく荒川区景観計画（案）がまとまったので報告をするというものでございまして、今後はパブリックコメントを実施し、計画に反映していくということでございます。

背景でございますが、国では平成十六年に景観法を制定いたしました。この景観法に基づき基礎自治体が景観行政団体として景観行政を主体的に推進していくことが可能となりました。こうした背景のもと、先ほど副区長のほうからのごあいさつの中でお話ございましたが、荒川区では景観まちづくりを積極的に推進するため、東京都の同意を得て、本年五月一日付で景観法に基づく景観行政団体となったわけでございます。現在、区の特徴を生かした景観施策を推進するため、今年度中に景観計画の策定を目指して取り組みを進めているところでございます。

これまでの検討経過でございます。この景観計画（案）は平成二十年度に実施をいたしました景観基礎

調査を踏まえまして、二十一年、二十二年度の二カ年で公募による区民や学識経験者等で構成をいたします荒川区景観計画検討委員会におきまして専門的な見地と区民の視点で検討を進め、取りまとめたものでございます。

すみません。裏面を見ていただければと思います。

先ほど言いました平成二十年度のときに景観基礎調査を実施させていただき、景観ウォークラリー、景観に関するアンケート調査を行いました。この年に景観基礎調査報告書をまとめ上げたものでございます。

それから、二十一年度、二十二年度にかけまして、景観計画検討委員会や景観計画の専門部会、庁内検討会を設置いたしましたして、景観の検討を進めてきたというところでございます。この中でパブリックコメント等も求めながらこの計画を進めてまいりまして、平成二十二年のときに本審議会におきまして、ちょうど一年前になります七月十三日のときに、この景観計画の素案という形の中で御説明を申し上げたところでございます。その後、東京都との事前相談の同意協議を行いましたして、同意をいただき、その後、景観行政の団体となる旨の公示を行いましたして、本年の五月一日に団体への移行となったというところでございます。

「現時点」と書いてございますけれども、本日の都市計画審議会におきまして再度皆様から御意見をいただき、また、今後、景観審議会も開かせていただき、最終的なパブリックコメントを求めて、計画の施行に導きたいというふうに思っているところでございます。

表面に返っていただきまして、ということの中で景観検討委員会七回、景観計画専門部会五回、庁内検

討会七回を数えております。

内容でございます。それでは、ここからもう一枚、A3の大きなカラー刷りの概要を中心にしめて、この景観計画（案）の内容について皆様に御説明を差し上げたいと思っております。

まず、景観計画の策定の趣旨でございます。これについては「序章」となっております。本文におきましては三ページから八ページにかけまして、この景観計画の策定の趣旨を記載させていただいております。

策定の趣旨でございますけれども、荒川区のまちの姿があり、社会状況の変化や、先ほど申しました景観法の制定等がございます。私も荒川区といたしましては、区の特徴である下町的で情緒のあるたたずまいと人間味あるまちの景観や歴史ある風景を守り、区民の郷土愛や誇りをはぐくみ、次世代に引き継いでいきたいと考えております。そこで区は、国や東京都の動向を踏まえて、東京都による広域な視点からの景観施策とともに、より一層きめ細かく地域に即した景観施策を行うために、この景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画を策定することとしたわけでございます。

計画の目的、位置づけでございますけれども、まず、目的といたしましては、区の将来像を見据え、区の全域の景観形成にかかわる目標や方針を明らかにし、区民・事業者・区との協働により良好で個性あふれる荒川区らしい景観の形成の実現を目指すというものでございます。位置づけといたしましては、先ほど言いました景観法の第八条第一項の規定による法定計画であるということとございまして、それと、当然ながら、都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、東京都の景観計画を踏まえた計画でござ

います。

理念、目標でございます。まず、理念でございますが、「下町らしい景観、個性的な景観を生かす」、それと二番といたしまして、「川や台地など地形や自然、街道などの歴史的資源を生かす」、三番、「区民等との協働・連携による活動を生かす」という理念でございます。計画の目標でございますが、「新しい息吹のなかにも下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」とさせていたいただいております。

第一章でございますが、第一章については「荒川区の景観特性」ということで、本文でいきますと十一ページから二十五ページまでがこうしたところの第一章でございます。

荒川区の市街地の成り立ちは、もう皆さんも御存じのとおりでございますが、起伏の少ない平坦な低地で、隅田川に向かって緩やかに傾斜をしておりますが、西日暮里の一部のところは高台となっており、そんな状況を記載させていただいております。

その中で、荒川区の景観の現状でございますが、一番重要となるところの骨格となる景観要素といたしまして、都電荒川線、隅田川とその沿川、それと日暮里台地というところがやはり骨格となるものであるというふうに思っております。

三番といたしまして、地域別の景観の特性についても記載をさせていただいております。こうした景観の特性を生かしながら、今後の景観を図っていきたいというところでございます。

あけていただきました、次が第二章ということでございます。この第二章のところは「景観法の活用による取組」という形になります。本文でいきますと二十七ページから八十二ページにかけてこの取組み

を記載させていただいてございます。

まず、計画の対象区域でございますけれども、区全域と定めさせていただきました。それと、区全域を「景観基本軸」とその他の「一般の地域」と分けさせていただきまして、それぞれの特性に応じた景観形成を図ってまいります。

景観基本軸でございますが、先ほど申しました都電景観軸、隅田川景観軸、日暮里台地の景観軸、この三つを景観の軸といたしまして展開してまいりたいということでございます。その中で、都電景観軸につきましては、「花と緑が連続し、空がきれいに見えるにぎわいのある景観」とさせていただいております。これを目標とさせていただいております。隅田川景観軸におきましては、「水辺の開放感と歴史に配慮した都市文化との調和した景観」、日暮里台地につきましては、「崖線の緑との調和や眺望に配慮した寺町としての落ち着いた街並」とさせていただいております。

それと、一般地域の方針や基準につきましては、低中層階市街地におきましては、「低中層の住宅と商店・工場が共存する、暮らしの息吹を感じる下町らしい市街地景観保全」とさせていただいております。また、中高層の市街地におきましては、「川の手地域の新しいシンボルとして、隅田川と豊かな緑の空間を生かした、高層住宅地の良好な街並みの保全」とさせていただいております。

それと、駅周辺の商業地につきましては、「商業・業務機能を中心に、居住機能や文化・交流機能など多様な都市機能が集積した、活気とにぎわいのある市街地景観の形成」でございます。それと、沿道商業地におきましては、「沿道の建物の連続性を保ち、地域の個性を生かしたにぎわいのある市街地景観の形

成」を目標とさせていただいております。

そうしたものの目標の中で、色彩基準とさせていただくものがこの記載のところでは非常に見にくくして申しわけございません。本文におきますと、大きく広げていただけるところが七十一ページになります。こうした色彩の基準の中で私どもは指導してまいりたいというふうに思っております。

この中で、前回、七月のときからちよつと変わったところがございまして、ここの七十一ページを見ていただければと思いますけれども、都電の景観軸について、区分のところできくと赤いラインで示したところが都電景観軸なんですけれども、これについては以前は日暮里台地景観軸、この左側の緑の枠の中のものと一緒の形でやっております。しかしながら、やはり日暮里台地と都電の景観軸ではその目標とするものが違うであろうと。やはり都電の景観についてはバラを中心としたにぎわいというところ、またそうしたところも考慮しなくてはいけないのではないかという御意見もございまして、これについては都の一般の基準と同じような形で広げさせていただきまして、こうしたにぎわいも創出できるような色彩の基準を取り込んだところでございまして、そうした色彩の基準をもとにさせていただいております。

それと、六番、屋外広告物の景観基準につきましては、東京都の屋外広告物条例による一般的な制限に加えて、地域独自の景観配慮基準を定めて、事前相談を実施し、景観への配慮を求めてまいります。

それと、七番、公共施設の方針につきましても、公共施設や、やはり景観重要公共施設については、そうした目標、方針をもとに、基準にして、私どもとしましては景観に貢献できるような建物にしていきたいというふうに思っております。

次に、三章でございます。「景観まちづくりの展開」とさせていだいてございます。これについては、本文でいきますと八十五ページから九十六ページにかけてでございます。

この展開につきましては、建築行為等の事前協議及び届出制度を記載させていただいてございます。

景観法に基づく届け出のほか、今後制定いたします予定の景観条例に基づいて事前協議制度によりまして、区の大規模建築物等も含め、事業の企画・提案などの段階から事業者と景観に関する協議を行います。良好な景観誘導を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、届出制度については、景観法に基づく景観形成の方針と基準を定め、届出制度によりまして一定規模以上の建築物については規制誘導を図ってまいるというものでございます。

また、その他の小規模な建築物についても、努力義務ということとさせていただきます。

この右の表にありますのが、そうした事前協議や届け出等の対象となる行為の種類・規模でございます。それと、三章の二番でございますが、景観資源の保全と活用ということで、荒川区の風景資産の指定、

また景観重要建造物・樹木の指定等もしてまいりたいというふうに思っております。

それと、三番の推進体制でございますが、荒川区景観審議会を設置させていただきます。来週を予定しておりますが、この審議会について新たに設置し、御意見をいただきたいというふうに思っております。それと、景観アドバイザー制度の設置ということで、先ほど言った事前協議や届け出をいただいたものについて、景観アドバイザーの方々に見識ある立場からアドバイスをいただいで、指導していきたいというふうに思っております。また、庁内におきましても、景観担当部門といたしまして、庁内体制の充

実を図っていききたいというふうに思っております。

四番、区民・事業者との連携でございます。これが重要なこととなってまいります。この三者が手を携えて景観形成の役割を担っていききたいというふうに思っております。

それと、四章におきましては、「景観計画の推進に向けて」ということで、関連するまちづくり事業との連携や都市計画の諸制度についての連携、それと当然ながら東京都や隣接する区との連携を図っております、この景観計画を着実に推進していききたいというふうに思っております。

雑駁でございますけれども、以上でございます。

会長 どうもありがとうございます。

それでは、今御説明がございました報告事項について御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

七番委員。

七番委員 大変立派な景観計画ができたと思います。

それで、私のほうから一つコメントがあるんですけれども、この中に電線の地中化というのははっきりした項目として取り入れていただきたいと思います。

私もアメリカ、それからヨーロッパで長く生活したんですけれども、これらの国においては電線というのは外に張っているものじゃないんですね。外じゃなくて、全部地中化されているんですね。それで、アメリカ、ヨーロッパに出張して日本に帰ってくると、本当に電線が煩わしいんですね。これを何とかや

ってもらいたい。ガス、水道は地中化ができておるのに、電線だけできないという理由は全くないんですね。

それから、東京の中においても、銀座通り、丸の内、新丸の内通り、それから表参道、霞が関、そういうところはもう電線は全部地中化になっているんですよ。それから、荒川区においても既に汐入地区がなりましたよね。それから、南千住駅前の再開発のときには電線地中化が一部できたわけですね。それから、千住間道も一部が電線の地中化が進められた。そういういい例があるんですね。

それから、この中に、三十二ページ、三十三ページ、都電の景観軸という中においては、電線の地中化という言葉がそれぞれ入っています。それは確かにいいことだと思えます。

それで、特に景観だけではなくて、電柱を取っ払うことによって交通事情に大きな影響を与えるんですね。安全な交通、人、自転車、電柱があるだけで随分違ってくるんですね。したがって、地中化ということについては長期的な計画が必要ですから、一般地域の方針と基準という中にぜひこのことを入れていただきたい。パブリックコメントを求める案の中に入れてほしい。

それで、具体的には、私は七十五ページに入れたらいいと思います。屋外広告物の景観基準が六ですけども、それから七が景観重要建造物ということになっていきますけれども、六と七の間に新しい項目として電線の地中化を取り入れていただきたいと思えます。

これは私の意見です。あと若干のコメントは後ほどお話しします。

会長 どうもありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

都市計画課長 一点、事務局からすみません。大変やはり電線の地中化については重要な視点であるというふうに思っております。その中で、今、委員のほうからもこうした記載をするようにということでございます。

七十六ページのところの・の(1)のところ、そのポチの三番目のところにも、やはり歩道の整備や電線類の無電柱化等、そうした街並みとの調和を意識するようにということ、そうした整備を、関係機関との調整を図っていきますということ、で記載をさせていただいてございます。

大変重要な視点でございますので、これについても検討させていただければというふうに思っております。

会長 十四番委員。

十四番委員 大変貴重な御意見をありがとうございます。私どももずっと何十年も地中化につきまして、は対応をさせていただいております。大変いいこと、交通、防災・防犯すべてのことについて地中化については全くそのとおりでございます。これほど有効なことはないわけでございます。本当にありがたいなと、貴重な御意見をありがとうございます。

それで、関連とともに、三十ページの対象区域の中に後段の各道路、例えば当然は当然でございます。うけども、藍染川西、藍染川通り等、最初は何か対象区域に全部入っていたような気がするんですが、後ろのほうには出てくるんですけども、こちら辺の整合性はどうなのかなと思っております。それから、この三・一で荒川の文化財がほぼ全滅に近い状態になってございまして、極めて憂慮しております。こ

れは荒川のこの景観条例の奥深い、荒川の歴史でございますので、どうしたらいいのかなと思っております。

それに伴うこの景観軸の中で、「コツ通り（旧日光道中）」と入っておりますけども、こちら辺の位置づけが本当に日光街道であるのかどうか。ある説によるとそうでもない説もございますし、もう少し精査していただきたいなど。本当は旧道というのがどうもたび重なる荒川の歴史の中で変わってきておりますので、この際きちつと、もう精査されて、関係会議も持たれて、間違いないと思えますけども、それを精査していただきたいと思っております。

それと、藍染が出ましたんですが、音無川もあるわけでございますが、音無川というとどうも他区のような感じがしますけど、荒川区を一周して流れている。消防署が来ていますけれど、唯一残っている名前が音無川出張所だけに残ってしまっているなど。なぜそれをお話するかというと、ここは旧王子街道でございます。芋坂周辺、王子街道が残っているということが言えます。だから、こちら辺をどう入れていくのかなと思っております。

それからもう一つ、まだたくさんありますけど、一人だけしゃべれませんから、例えば宮地に宮地地蔵さんという大変お守りになっていただいている古いお地蔵様がありますけども、恐らくこれも日暮里からつながる旧道、今では荒川五丁目、六丁目を通る商店街、江戸道商店街と言っております。恐らく宮地から荒川五丁目、六丁目を通って江戸道へ行って、尾久に抜けて何とかの渡し　　渡しがたくさんございました。熊野前もありますし、いろんな渡しですが、橋がなかったわけですから、あります。ここには尾久のサ

クラソウの話がきちつと出ていますけど、やはり渡しもこの中に ちよつと全部見ていませんから入っているのかどうかわかりませんが、やはりどこかに渡しという 橋がなかったわけですから、旧街道につながる渡しもきちつとつけたほうが非常に歴史上、深くなってくるなと思っております。

クラソウについては、非常にありがたいと思っております。昭和五十一年十二月の四日、五日ですか、昭和天皇が私の恩師に、尾久のクラソウは現在どうなっていますかと申し上げたら、恩師は、残念ながら、博学でありましたけども、答えられなかったということでした。極めてクラソウというのが荒川の……。今は残念ながら北区浮間、川口のほうにとられてしまいました。これはすごく評価できるかなと思っております。

少し長くなりました。いっぱいありますけど、この辺にしておきます。

会長 どうも。何かありますか。

都市計画課長 大変すばらしい視点だと思っております。

その中で、先ほどのところとちよつと重なるんですが、公共施設方針の中で、ページ数でいきますと七十九ページを開きいただきたいと思えます。この中で、竹内委員さんのほうからお話がありました。藍染川通り、それと藍染川西通りにつきましては、(3)の中で景観重要公共施設という形で位置づけをさせていただいております。この中で、やはりここの整備に当たっては、緑豊かな道路として潤いのある景観を形成して、そうした整備をしていきたいということで、位置づけをさせていただいております。

それと、その前のページ、七十八ページでございます。この中でコッ通り、これについてはふるさと文

化館さんのほうともちよつと協議をさせていただきまして、ここに間違いないということで、旧日光道中ということ、このコツ通りにつきましてのやはり地域らしさに配慮した良好な景観に形成してまいりたいというふうに思っているところでございます。また、さまざまな歴史的なものにつきましても考慮して、もう一度こちら辺については整理をしていきたいというふうに思っております。

会長 そのほか、いかがでしょうか。

二十番委員。

二十番委員 先ほど小池先生からお話がありました無電柱化ですね。前回の審議会でも私もちよつと話させていただいた記憶があるんですが、都道の現在の状況をちよつとお話しさせていただきまして、尾久橋通りのほう、日暮里・舎人ライナーが上を走っております、その下部の歩道、車道、この整備がほとんど終わりました。ここは荒川区内全域ですべて無電柱化ということで、歩道のほうもカラー舗装化ということで、非常に景観的に変わってきております。よくなってきたと思います。

こういう地中化に伴って歩道の整備、これは沿道の皆さんの御意見を聞きながら、また工事に当たっていろいろ御協力を得ながら進めてきております。荒川区内でいきますと、あとは尾竹橋通り、これは全線で地中化の事業を今進めております。それから、今お話がありましたコツ通り、これも行っております。一部尾竹橋通りの町屋駅近くとかはもう無電柱化ができておりまして、今年度、歩道のカラー舗装化、そういう形でやっていきます。

こういう地中化、非常に災害のときにも重要ですし、景観的にもやっぱりまちが変わるといふふうに沿

道の方に言っていたいていますけれども、何せ工事が支障物の撤去、それから地下に埋めるところの整備、そこにケーブルを移した後で抜柱ということで電柱を取る、それから歩道の整備ということで、非常に時間がかかります。ですから、ぜひ沿道の方にも御協力いただきながら、これからやっていきたいと思
います。

会長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

十三番委員。

十三番委員 景観審議会というものが今度動き出すようですけど、都市計画と景観審議会とそれぞれの役割分担が一定あるのかなというふうにちょっと思ったんですが、当然それぞれの法体系があるので、それに基づいてということになるんだと思うんですが、主に本審議会ではこういうことがより大事なのかなとかいうあたりをちょっと聞いておきたいなと思いましたのと、やっぱり三・一一の大震災を経ましたので、そういうことも念頭に置いて考えるべきことというのが、いろんなことがあるのかなと。今考えていたんですが、あまり具体的には思い浮かばなかったんですが、そうはいつても、やはり何らかの形で影響してくることであろうと思うので、公共施設のあり方なども含めて、景観を大事にしながら、その前提の区の基本方針といえますか、そういうことも一定これから 今の時点で何かお考えがあるのか、あるいはこれから考えていくのか、ちょっとそれを震災後という観点で、少し区のほうの整理内容などがあればお聞きをしてみたいと思うんですが。

都市計画課長 まず、都計審と景観審でございますが、まず都計審につきましては、この景観法に基づ

きまして意見を聞くことという形になってございますので、皆様の御意見をいただいて、またこの計画について充実をさせていきたいと思っております。また、景観審議会は、それこそこの景観計画を策定する中軸となる審議会でございます。これについてもやはり、今回初めてでございますけれども、来週開催をさせていただきますが、皆様の御意見、また、区民委員につきましても、皆様に公募をさせていただきまして、作文等をいただいて、熱意のある皆様を備考させていただきましたので、さまざまな角度からの御意見をいただければなというふうに思っているところでございます。

それとあと、この景観計画における震災対策等との関連といえますか、これについては、なかなか難しい点もあろうかと思えます。ただ、例えば私もこの計画の中で植栽の充実等もうたっております。そうした植栽についても、そうした植栽の樹種、そうしたものも工夫次第では地域防災力の向上にも役立つようなものになるのではないかということも庁内では検討しております。そうしたことの生かせるやはり計画にもしていきたいというふうに思っております。

会長 私もまた一つちょっと質問させていただきたいんですが、景観計画そのものは大半は特異なものを排除するような、そういうものが中心になってくるわけですが、具体的に何か一つのまちのイメージをつくっていく、非常に強力に推進していくというときに、一つは推進地区をつくってこれは地元の方が随分熱心に参加しないとなかなか難しいんですが、それで一つのデザインガイドラインみたいなものをつくっていくということが必須になってくるわけですが、それでも、具体的な推進地区の指定とか、そういう話の将来的な展望はどういうふうになっているかというのをちょっと伺いたいんですが。

都市計画課長 景観推進地区でございますけれども、これについては委員長がおっしゃるとおり、地元の方々のそうした動向といえますか、気運が高まったところという形になっていくと思っております。その中で、今ちよつとまだまだでございますけれども、三ノ輪の商店街の皆さんが結構私どものこうした景観計画の中にも参加をしていただいて、御意見もいただいているところでございまして、そうした気運が盛り上がっているところにやはり推進地区という形の中で景観をより一層よくしていき、またもしかすると商店にも活気が戻るような、そうしたものにしていければなという思いはございます。

会長 十三番委員。

十三番委員 今後、区として防災計画の見直したとか、いろんなことが出てくると思うんですが、公共施設の設計の考え方なんかも幾分やっぱり地震後というのはいろんなことが出てくるんだと思うんですね。そのまちのいろいろな文化の成り立ちだとか、歴史を刻んできて風景というのは、もちろん景色というのはできているんだというふうに思うんですが、あわせて、今ちよつと先生のほうからもお話がありましたけれども、やっぱりこれからどうつくっていくのかということも、当然調和というものもあるにしても、出てくるんだと思うんですね。

ですから、例えば福島の皆さんに電力をお世話になってきたけども、やっぱりもうちよつと自分たちで電力を何とかしようとなれば、少しソーラーパネルを公共施設のものつけなきゃいけないかもしれません、いろんなことが考えられると思うんですね。そういう公共施設とか、あるいは都市計画上の地区計画のまちづくりとこういう景観の推進とをあわせて、これからこういう方向を目指そうみたいな議論が住民

の皆さんと区もリーダーシップをとりながらやっていくことになるのかと思うので、一本やっぱり防災と
いうのは三・一一後のキーワードとしては、ここまで時間をかけてつくってきていますから、もうこれは
こういうことだと思っんですが、しかし、どこかにこういうことが今後考えられていかなきゃいかんとい
うようなことが何か入ってくる必要があるのかなと思っただけです。

ちよつと検討はされているようですが、あまりそういうことのコンセプトとして大きな方向性ではまだ
今後みたいな感じがしたので、それはそれで今日は結構かと思っんですが、ぜひその辺はやっぱりちよつ
と考えてもいいんじゃないかなと思っんですが、じゃあもう一回……。

都市計画課長 今ちようど震災から四カ月でございます。やはりそうした視点も重要なことだと思っ
てございます。ただ、景観のところでは即防災につながるような、そういう施策というのはなかなかやはり難
しい部分もございます。やはり私もマスタープランというふうなものを持っておりますが、そうした
総合的な流れの中で景観についてもその一つの手法として、先ほど言った地域防災計画、それで私も
指導要綱とかやってございますが、そうしたものの総合力でこうした防災対策についても行っていき
たいというふうには思っております。

ですから、なかなかこの景観計画において防災の視点というところも難しい部分もありますが、パー
ーツでそうした意識もしながら行っていききたいとは思っております。

会長 防災との関連でいくと、例えば水辺の地区で 例えばここにもスーパー堤防があつて、そこに
やっぱり避難できるように道を整備するみたいな話は多分相当景観の話と関連してくると思っんですけ
ど、

そういう意味で、ここでやるのか、防災計画をまた見直しをされるので、そこで多分議論されるんだと思うんですね。非常にまち全体ですから、例えば自然公園なんかのづくり方の中で、避難してくる人たちの世話をどうやってその中でやるのかという話なんかは非常に密接に関係するんですが、全く関係しないわけじゃないので、多分そのうち防災計画の見直しをやって、この中でまた皆さん方に御議論いただける機会があるんじゃないかというふうに思っています。事務局、それでいいですか、何かありますか。

都市計画課長 今、防災計画につきましては、年内にそうしたたたき台といたしますか、素案というか、そうしたものについてまとめていくということでは市内のほうは動いてございます。そうしたものをしながらだと思っております。

会長 十八番委員。

会長職務代理 事前に資料を送っていただければ見て、三つほど今日は申し上げようかなと思つて来たんですけれども、電柱の地中化については既にお話がある出ましたので、私から申し上げるのはやめます。

二つ目は、最近いろんな計画、例えば震災復興計画でも財源の問題をどうするんだと、こういうのがよくあるわけですから、翻つてこの計画を考えた場合に、財源の制約でこの計画がなかなか実行できないというのはいくらもありません。話をいたしますけれども、区としては新しい需要ですので、やはりこの財源というのは都区財調の基準財政需要額の中に盛り込まれているんだらうと思えますけれども、これが仮にかなり実際運用されていって算定された額との乖離が大きいようだと、時々ウオッチして、東京都に申

し入れる。よその二十二区と一緒に共同で申し入れることになると思いますけども、そういうことは続け
てもらいたいなというふうなのが一つでございます。

それからもう一つは、これもこの計画自体の問題ではないんですけど、計画を実際に転がしていくとき
の問題でございますけども、概要版の「届出フロー」のところをちょっとご覧いただきたいんですけど
も、事前協議を含んで、こういう届出書を作成してもらいたいとか、それで審査をするとか、あるいは計
画の修正をするとか、それが終わると今度は実際の建築確認の申請だとか開発許可の申請が出てくると。
こういうことで、担当の方が熱心になればなるほど、こういう資料が欲しい、ああいう資料が欲しいとい
うことになるんだろうと思います。やはり協力していただく企業なり、あるいは区民の負担を軽くするた
めにも、建築確認申請や開発許可のときに出す資料、似たようなものがあれば、それをちょっと手直しす
るだけで改めて別の資料をつくらなくてもいいように、そういう様式設計をしていただきたいなというの
が一つ。

それからもう一つは、事前協議と違って、これでいいですよと違って、次のセクションへ行つてまた手
戻りがあるということではやはり困るものですから、事前協議のときには建築なり、あるいは開発許可の
担当者も一緒に協議に参加していただければ手戻りなく協力いただけるんじゃないかなというふうに思
いますので、実際の運用に当たってそういうことについて配慮していただきたいというのが私の二つ目の
発言でございます。

以上です。

都市計画課長　まず、財源の問題でございます。本当におっしゃるとおり、今年、また来年にかけて私どもの財源もかなり逼迫をしてくると思っております。また、今後も含めてでございますけども、その中でやはり例えば建物を建てるときに景観に配慮したから少しオーバーしたとかいうこともあり得る話でもございます。そうしたとき、二十二区も含めて、再度財調についても検討していただけるように要望はしていきたいなというふうに思っております。

それとあと、運用でございます。おっしゃるとおり、やはり運用するに当たってさまざまな関係各課と連携するような形になるうかと思えます。また、建物に関しましては荒川ルールというのがございまして、大きな建物については事前にやはり協議をするような場面がございます。そうしたものも私どもは一緒に部署でやってございますので、そうした連携、また開発行為につきましても都市計画課でやってございませので、そうしたことで手戻りがないように、それについては重々気をつけながら運用してまいりたいというふうに思っております。

会長　今の話にちよつと関連するんですが、年間どのくらいそういう事前協議が発生する可能性があるかというのは読めますか。

都市計画課長　今、私どもは、推測といたしましては、約八十件程度であろうというふうに思っております。そうした件数が私どもの事前協議としてあるのかなというふうに思っております。

会長　どうもありがとうございました。そのほか。

十九番委員。

十九番委員 最近のまちづくりと申しますか、都市開発の中では、よく駅前だけだとか、幹線道路だけとかというので、これからは連続性を持ったまちづくりということをいろんな方々がお話をされたり、そういうまちづくりをしていこうということが今言われていますよね。

そういう中で景観というものを考えると、駅前だけだとか、幹線道路だけでいいというんじゃない、それに続く後背地だとか、あるいは両方面も含めて計画していかなければ、「何だ、表側はきれいだけど裏へ行ったら汚いな」と、これじゃやっぱり話にならないと思うんです。そういう意味では、連続した景観としていくというしつかりとした基本理念を持っていただかないと、表側だけがいい、幹線道路の一部だけきれいになって、裏に住んでいる人たちはいつまでもほっぽり放しかと。例えば電柱の地中化にしたりしてそうですね。表側だけやって裏側はやらないのかと、こういう問題もあるし、社会生活上の問題としても、表じゃなくて裏もあるんですから、そういうところもやっぱり少しこの中に文章を入れていただきたいなと思うんですが、いかがですかね。

都市計画課長 ありがとうございます。私どもは、景観基本軸ということで大きいところを押さえながら、やはり一般地域、そうしたものの取り組みは非常に重要であろうというふうに思っているところがございます。

その中でも、やはりどうしても小さいものについてはなかなかそうした規制は難しいんですけども、延べ床面積、例えば千平米以上のそうした周りに影響力があるようなものについては、私ども、こうした事前協議、また届出制度の中でやっていきたいというふうに思っております。

ただ、努力義務ということの中で、やはりこうしたものについては、一般的にホームページ等に全部出させていただきますが、そうした色合いだとか、景観への取り組みの姿勢といえますか、そうしたのも皆様にお伝えをさせていただいて、努力義務の中で区民の方々にも御協力をいただいで、外側だけではなくて内側もきれいなまちにしていきたいというふうに思っております。

十九番委員　だから、そういう文章をしつかり入れてくれないと、こういう資料を見たって、「何だ、表側だけきれいにして、うちのほうは全然そのままなのか」というようにとられちゃうということなの。

都市計画課長　わかりました。その点について、一般区域についても表現のほうを検討させていただきます。たいというふうに思っております。

会長　七番委員。

七番委員　二点あります。

一つは、百ページに出てくる「東京都・隣接区との連携」なんですけど、これで私が極めて重要なのは、日比谷線の三ノ輪駅の出口のところ、残念ながらこれは台東区になってるんですね。だけれども、必ずしも景観ということではなくて、そこも含めた形で台東区との協議の中にまちづくりというのをきちっと入れていただきたい。特に三ノ輪駅から出てきても南千住寄りですけどね。出てくる人の多くは、荒川区のほうに向かって歩いていく人がほとんどなんです。ところが、あそこに案内板が全くないんですよ。だから、台東区であっても案内板は荒川区を中心とした地図を入れてつくってもらいたいという一つの例ですけど、近隣の文京区とか北区などもあるかもしれませんが、それをよろしくお願いしたい。

それからもう一つは、今話題になった大規模建築物について、東京都のほうは十五メートル以上、ところが荒川区のほうは二十一メートル以上となっている、どちらかというと緩い仕組みになっているのはどういう理由に基づくのか、それをちよつと教えていただきたいと思ひます。

都市計画課長　まずは隣接区との関係でございますが、これは本当に重要なお話だと思つております。どうしても区境が、別にどこかかいてあるわけではございませんので、その中で隣接をしていたとしても、区民の方にわかりやすい、また景観もきれいにしていきたいというふうには思つてございますので、今お話があつた三ノ輪駅につきましても、隣接区とお話をさせていただきたいというふうに思つてございます。

それとあと、東京都の取り組みでございますけれども、実は今、一般地域については、特別区におきましては高さ六十メートル、または延べ床面積三万平米以上、これが東京都の今の現状の届け出対象になっているものでございます。ですので、それが私も荒川区の条例でいきますと、記載のこうしたものになつていくということで御了解いただければというふうに思つてございます。私どもの区のほうがもちろんきつい状況になります。

七番委員　八十五ページですけど、八十五ページで書いてあるのは、荒川区景観条例に基づく事前協議の一般地域で、大規模建築物は二十一メートル以上の高さ、または延べ面積。それから、景観法はその下のほうに行つて、景観法については、一般地域、一般建築物は高さ十五メートル以上になっているわけです。その関係がよくわからないんですけども。むしろ荒川区のほうが高さ二十一メートル以上ということ

で東京都の十五メートル以上というのと、荒川区のほうが緩い規制になっているような印象を受けるんですけれども、ちょっと御説明をお願いします。

都市計画課長　まず、景観軸と一般地域というのがございまして、その中で、一般地域、十五メートル、または延べ床面積千平米以上というところは、この景観法に基づく届け出でございまして、これが今後対象になっていくというものでございますので、あと、東京都のほうの今現状やっているものでいきますと、ここには記載をされていないんですが、隅田川の景観の基本軸においては、十五メートル、または延べ床面積千平米以上ということで、これは変わりがございません。一般地域については、一般的なものについては、先ほど言いました三万平米以上ということで、かなりの大規模がその対象になっているということ、すみません、ちょっと記載がわかりにくくて申しわけございませんが、とにかく東京都より荒川区のほうが景観条例上で成立をいたしますと厳しいものになってまいります。

会長　よろしいですか。　そのほか、いいですか。

二番委員。

二番委員　稲垣でございます。先ほど来御意見がありました防災といいますが、災害の時点における景観についてのことと、それから連続性という守屋委員からのお話もありましたので、その二点についてちょっと申し上げさせていただきます。

景観計画の中で、今、東日本の被災地の復興・復旧の話の中でも議論されるべきだと思っっているわけですが、そういうことはいいいと思いますけれども、部分的にも起こるかもしれないということ

も含めて、今後起こり得る災害の後にどのような考え方で復興していくかという場合に、やはりこの景観の視点がきちつと通っているということはとても大事だと思っております。そういう意味で、そういうときにも使えるような景観計画であってほしいと、そういうつもりであって、いろいろな骨格的なところとか、それは生きていくのであろうと私は思っております。それが一点です。

それからもう一つ、先ほど連続性についての御意見がありましたけれども、概して届け出について何メートル以上とか何平方メートル以上というふうに書いてありますと、その下のものは届けもしないでいいし、何にも考えなくてもいいのかと受けとめられる方が区民の方も含めてあるかもしれないんですが、基本的にこの計画というものの一般地域はこうあるべきだというような考え方は、区としてもそうしていきたいし、それは区民や事業者の方にも守っていただきたいと。規模としてはもっと小さいから一々届けないでもいいけれど守ってほしいよという意味が含まれているわけですので、やっぱりそれはもう少しもしかしたら書いていただいたほうが連続性というものがわかりやすくなるかもしれません。届け出なくても守ってくださいよという気持ちだけは伝わるようにしていただければ、決して連続性というのは意識されていないわけではないと私は理解しております。

以上です。

会長 どうもありがとうございます。非常にたくさんの御意見をいただき、要するに審議事項じゃないので大変申しわけないんですけど、一応報告事項ということで御意見を伺っているわけでございますけど、あと特に何か御注意いただけることがございましたら。よろしいですか。

九番委員。

九番委員 消防署でございます。

防災の観点で三月十一日の関係では、地震、火事、そして水害と、こういうことで大分いろいろ災害の被害があったわけですけども、荒川の考えでいきますと、隅田川が水害関係で流れておると。

それで、防災計画以外なんですけど、これは景観条例なんですけど、今、我々の荒川区なり足立区が進めようというのは、堤防に関してですけど、これはやっぱりスーパー堤防をつくっていくと、こういう姿勢だろうと思うんです。私も全くそういうふうに同意しているんですけど、以前の仕分けのときにいろいろ議論はありましたけれど、その辺をちょっと明確に、景観の議論の中にもぜひ進めていくというふうな文章をちょっと入れてもらえればうれしいかなと思います。まだ町屋のちょっとこっちのところはカミソリ堤防ですし、それを桜通りとか、いい形の名前で、ネーミングをやっていますけれども、あそこもやっぱりいずれ何らかの買収をしてスーパー堤防なんかにしていくと。尾久のほうもやっていくと。そういう方向性を明確に、景観を実現していくということをお願いしたいと思います。

終わります。

会長 スーパー堤防に関しましては、今、国交省のほうでかなり重点地域を絞って、集約化して、そこでの必要性を取り出して、いずれにしても復活をさせるという資料をつくり始めています。それで、次の政権がどうなるのかわかりませんが、少なくとも今見直しをやっている案は、かなり、何割ぐらいかな、半分以下に指定地域をして、それでスーパー堤防をつくるというようなことを考えています。

東京に関しては、荒川水系は全部入っていますので、ここは対象地域から外れませんので、スーパー堤防はぜひやっていただきたいということで、いずれにしても、進捗率が非常に悪いので、お金が、要するに予算はついているんだけどなかなか消化できないという中でありますので、私としてもぜひスーパー堤防はやっていただきたいということで、今、国交省のほうではそういうふうにして河川の中で委員会を立ち上げて、七月ぐらいには決着がつく予定でやっていますので、多分スーパー堤防は維持されると思います。

二十番委員。

二十番委員　今スーパー堤防の話が出ましたけども、委員長のほうからお話があったのは荒川の国のほうの整備の方針だと思うんですが、東京都のほうでは隅田川沿いを整備しておりまして、こちらのほうは買収というよりは開発とか公園整備のときに合わせてスーパー堤防化していくという方法でやっております。荒川区内は随分進んでおります。それで、東京都の方針としては、大規模なスーパー堤防についてどうかという議論が国のほうであるんですが、今までどおり都のほうは整備を進めていくというふうに考えております。

実際に荒川区内ですと尾久の原のあたりですかね、また次のスーパー堤防化で取り組んでいくというよ
うな計画になっております。

都市整備部長　都市整備部長です。

スーパー堤防は、私ども、隅田川沿川で荒川区は八キロ接しております、昔から土と緑の堤防整備と

いうことで、この上位計画にあります都市計画マスタープランのほうでそれを推進すると位置づけであります。ただ、委員が言われたとおり、この中でもその表現が入れられるかどうか、それについては検討させていただきますというふうに考えてございます。

会長　どうもありがとうございます。

十四番委員。

十四番委員　景観の中で文化財も最も重要でございますが、先ほど守屋委員からも、また稲垣委員からもありましたけども、最近、この区役所の並びに江戸時代、明治の初期の建物があったんですけども、残念ながら荒川区が買えなくて解体、新しい建物になってしまったんですけども、景観の中でやっぱり残す小道というか、残す建造物、特に全く残念でしたけども、日暮里駅前の菓子問屋街という全国区のもので再開発上二軒になってしまったということで、私はぜひとも全部残って　全部は無理でしょうけども、少なくとも中に入っていたいただきましたかと思っております、これも住んでいると荒川によさというか、防災上、また防火上いろいろ問題のところはあります。しかしながら、荒川によさ、小道とか、非常にここ十年人気があつて、マニアが小道を求めてまちを歩いていらつしゃいますし、そこら辺の整合性もあるし、話をまとめると、貴重な文化財をやっぱり　文化財というか、なり得る建造物というのは、大変財政難のときですけど、残して、景観としてやっぱり必要なというのが第一点。

それから、第二点は、特に荒川六丁目と町屋四丁目メッシュ、密集度が高いものですから、常に荒川と墨田が防災上悪いんだと。しかしながら、日経新聞をはじめとして、防災力でいくと荒川区が全国でナ

ンバーワン都市だと。逆のことも言われていますから、荒川六丁目なんかは非常に都市計画、土木が努力して、生活道路ということ、少しずつ少しずつ買い増しをして、消防車も入れる道路に改善しつつあるわけです。そういうところは全く評価しないで、メッシュが高いところだけ、ここは荒川はだめだよと悪いニュースが出ているわけで、現実にはちゃんと努力を区行政はしているわけでありまして、しかしながら、今私の話というのは、高田邸もそうだったんですけども、荒川の江戸時代というか、明治と来た建造物がだんだんなくなってしまつて、コンクリートの景観のまちになってしまつて、これが非常に残念だなと思つておりまして、大変これは議論を呼ぶところでございまして、逆に守屋委員と相反するかもわかりませんけども、私はそれをライフワークでずっと何十年やっておりますから、そこら辺の視点というのはどういう考え方で取り入れていくのか、しかしながら、三・一を見ると、これは防災力では弱くなるし、そこら辺はどうなのかなと思つて、でも、これは入れないと荒川のまちはコンクリートの景観のまちということになってしまふのかなという危惧をして、最後の発言とさせていただきます。

都市整備部長 今の先生の発言、非常に重いものだと思つております。ただ、どこまでがという多分正解はないようなものかなと。やはり景観、荒川区の風情を残していきたいというその一方で、また、まちの安全をどういうふうに高めていくか、この両者がうまく合うような点を、これは景観計画を進めながら導き出していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

ですから、コンクリートのまちになつていいのかといえ、そうではないと。ただ、本当に狭い路地、これは一方では第三者から見ますと非常に下町らしいといふふうに言われておりますけれども、消防車も

入れないと。そういうものについてはやはり改善する必要があるだろうという非常に難しいところですので、これらはこういう景観計画を進めながら、さらに先生方の意見も聞きながら、どこまでやるべきかという、その答えを見つけ出していきたいというふうに考えてございます。

会長 どうもありがとうございました。そのほか、特にありますか。なければ、次の会議次第の五、

その他に進みたいと思いますが、次回の開催予定について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

都市計画課長 それでは、次回の開催予定でございますが、先ほどちょっと御説明の中でも申し上げたとおり、この景観計画について今後パブリックコメントを実施させていただきまして、最終案という形でもう一度本審議会のほうに御意見をいただきたいと思っておりますので、十月ごろ予定をさせていただきます。日程が決まり次第、御連絡を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、そのほか何か御質問ございますか。ないようでしたら、少し時間が早いようでございますが、本日の審議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前十一時十五分閉会